**製造請負契約書（案）**

1. 件名 封印（兵庫）の製造（単価契約）

２．仕様 仕様書のとおり

３．履行期間 令和７年4月1日から令和８年3月31日まで

４．契約単価 1個あたり単価　　円（税抜）

５．納入予定数量 270,000個

６．契約保証金 予算決算及び会計令第100条の3第3号により免除

上記の製造について、発注者　支出負担行為担当官　神戸運輸監理部長　○○（以下「発注者」という。）と請負業者　○○（以下「受注者」という。）とは各々対等な立場における合意に基づき、次の条項による製造請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第１条　受注者は、本契約の目的物である封印（兵庫）（以下「封印」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に製造し発注者に引き渡すものとし、発注者はその請負代金を支払うものとする。

２　発注者は、その意図する封印を完成させるため、封印の製造に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従わなければならない。

３　受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者及び受注者の双方が協議を行った場合を除き、製造を行うために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる言語は、日本語とする。

６　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この契約書に定める指示、協議、承諾、通知、請求、解除及び指定（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急その他のやむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、当該指示等を行った発注者又は受注者は、口頭で行った指示等を改めて書面に記載し、速やかにこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この契約書の条項の他の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括委任又は一括下請負の禁止等）

第４条　受注者は、製造の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（材料の品質）

第５条　材料の品質については、仕様書に定めるところによる。

（仕様の変更）

第６条　発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は製造に関する指示（以下本条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において発注者は、必要があると認められるときは履行期間又は請負代金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により仕様書を変更したときは、受注者と遅滞なく変更契約を締結しなければならない。

（製造の中止）

第７条　発注者は、必要があると認めるときは、製造の中止を受注者に通知して、製造の全部又は一部を一時中止させることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間又は請負代金額を変更し、及び受注者が製造の再開に備え製造の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第８条　受注者は、受注者の責めに帰することができない事由により履行期間内に封印を引渡しできないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長を請求することができる。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第９条　発注者は、特別の事由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮を受注者に請求することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間又は請負代金額の変更方法）

第10条　この契約書の条項により履行期間又は請負代金額を変更する場合は、発注者及び受注者双方が協議して定める。

２　この契約書の条項により、受注者が増加費用を必要とした場合、又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者及び受注者双方が協議して定める。

（検査及び引渡し）

第11条　受注者は、製造を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内に受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより検査を行い、当該検査に合格した封印については、その引渡しを受けるものとする。

（請負代金の支払）

第12条　受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定により適法な請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に請負代金を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第13条　封印が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて、封印の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　発注者が不適合を知った時から一年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、前項の規定による追完の請求及び第15条の規定による契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第14条　発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に封印を引渡しできない場合においては、請負代金額につき、遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した損害金の支払を受注者に請求することができる。

２　発注者がその責めに帰すべき事由により、第12条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領額につき、遅延日数に応じ、年2.５%の割合で計算した額の遅滞利息の支払を発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第15条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

①　その責めに帰すべき事由により封印を履行期間内に契約書記載の納入場所においてその数量を引渡ししないとき、又は引渡しする見込みが明らかにないと認められるとき。

②　引渡しされた封印に不適合があるとき。

③　前２号の場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約履行が困難であると認められるとき。

④　第16条の規定によらないで、受注者が契約の解除を申し出たとき。

⑤　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のイからトのいずれかに該当するときは、発注者は、この契約を解除する。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められているとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（受注者の解除権）

第16条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

①　第6条の規定により仕様書等を変更したため請負代金額（総額）が予定請負代金額（総額）の3分の2以上減少したとき。

②　発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害が生じたときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第17条　発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額の支払と相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　発注者は、前項の追徴をする場合は、受注者から延滞日数につき年3.0％の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第18条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

①　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

②　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

③　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

④　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１号若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0％の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（その他）

第19条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者双方が協議して定める。

上記のとおり契約した証として、この証書２通を作成して、発注者及び受注者各自保管するものとする。

令和７年　月　日

発注者 住所 神戸市中央区波止場町１番１号

 氏名 支出負担行為担当官

 神戸運輸監理部長　○○

受注者 住所

 氏名